

北海道告示第10516号

北海道が令和5年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

令和5年4月3日

北海道知事 鈴木 直道

(保健福祉部所管分 その1)

補助金等を交付する事務又は事業の名称及びその目的又は趣旨	補助対象者	補助対象経費	補助率等	交付申請書に添付すべき関係書類	実績報告書に添付すべき関係書類	交付申請書の提出部数、提出期限及び提出先	補助金等の交付に関する権限の委任	摘要
1 救急医療体制確保事業 (救急医療対策費) 本道における救急医療体制の確保と円滑な運用を図るため、予算の範囲内で補助する。	一般社団法人北海道医師会	一般社団法人北海道医師会が行う救急医療体制の確保事業に要する経費のうち、次に掲げるものとする。 (1) 救急医療対策事業運営費 (2) 地方救急医療体制確立費 (3) 災害救急医療体制確立費	定額	保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課		
2 緊急臨時的医師派遣事業 補助対象者が実施する緊急臨時的な医師派遣調整事業に助成することにより、医師不足が深刻な地域の医療を確保することを目的として、予算の範囲内で補助する。	特定非営利活動法人北海道病院協会	事業を実施するために必要な次に掲げる経費 (1) 給与費 (2) 賃金 (3) 共済費 (4) 旅費 (5) 需用費 (6) 役務費 (7) 使用料及び賃借料 (8) 備品購入費 (9) 報償費	10分の10以内	保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課		
3 地域医療対策支援事業 本道の各地域の医療機関における医師の充足と医療機能の強化を促進	公益財団法人北海道地域医療振興財団	ドクターバンク推進事業に必要な次に掲げる経費 (1) 給料(職員手当等を含む。) (2) 福利厚生費	10分の10以内 (寄附金その他の収入金が)	保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式	保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部		

し、もって地域医療の充実を図り、道民の福祉の向上に資することを目的として、予算の範囲内で補助する。		(3) 旅費 (4) 需用費（食糧費を除く。） (5) 役務費 (6) 委託料 (7) 使用料及び賃借料 (8) 備品購入費（取付工事料を含む。） (9) 負担金	あるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の32号様式別に指示する様式		地域医療推進局地域医療課		
4 病床機能分化・連携促進基盤整備事業 病床の機能分化・連携を推進することを目的として行う施設整備や設備整備等に要する経費に対して予算の範囲内で交付する。						提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局地域医療課		
(1) 施設整備事業	知事が適当と認める医療機関の開設者とする。 ただし、右欄のウに掲げる施設整備については知事が適当と認める診療所（医科）の開設者とする。	ア 病床機能の分化・連携、医療施設等の整備に必要な新築・増改築・増築・改修に要する工事費又は工事請負費 （病室、診察室、処置室、記録室、談話室、機能訓練室、浴室、廊下、便所等） イ 再編・統合に必要な施設の新築・増改築・増築・改修に要する工事費又は工事請負費 （病室、診察室、処置室、記録室、談話室、機能訓練室、浴室、廊下、便所等） ※ 上記ア、イにおいて、加算条件に該当する事業を行うために必要な施設の新築・増改築・増築・改修に要する工事費又は工事請負費 ウ 次の二次医療圏で診療所（医科）を開設するために必要な新築・増改築・増築・改修に要する工事費又は	2分の1以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第32号様式 別に指示する様式			

		<p>工事請負費</p> <p>(診察室、処置室、薬剤室、エックス線室、暗室、待合室、看護師詰め所、玄関、廊下、便所、暖冷房、附属設備、救急患者搬入口、スロープ、療養指導室等)</p> <p>※対象二次医療圏</p> <p>南檜山、北渡島檜山、中空知、北空知、日高、上川北部、富良野、留萌、宗谷、遠紋、根室</p>					
(2) 設備整備事業	<p>知事が適当と認める医療機関の開設者とする。</p> <p>ただし、右欄のウに掲げる設備整備については知事が適当と認める診療所(医科)の開設者とする。</p>	<p>ア 病床機能の分化・連携及び病床の適正化のための残存機能の強化などに必要な医療機器等、患者輸送車及び在宅医療を実施している、または実施しようとする医療機関において訪問診療等に使用する車両などの備品購入費(電子カルテ、部門システムその他の病院情報システム及び在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く)</p> <p>イ 再編・統合に必要な医療機器等、患者輸送車及び在宅医療を実施している、または実施しようとする病院(診療所)において訪問診療等に使用する車両などの備品購入費(電子カルテ、部門システムその他の病院情報システム及び在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く)</p> <p>※ 上記ア、イにおいて、加算条件に該当する事業を行うために必要な医療機器等、患者輸送車及び在宅医療を実施している、または実施しようとする医療機関において訪問診療等に使用する車両などの備</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共団体である場合を除く。) 保福第33号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第33号様式 別に指示する様式</p>			

		<p>品購入費（電子カルテ、部門システムその他の病院情報システム及び在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く）</p> <p>ウ 次の二次医療圏で診療所（医科）を開設するために必要な、医療機器などの備品購入費（電子カルテ、部門システムその他の病院情報システム及び在宅医療提供体制強化事業費補助金で対象となる医療機器を除く）</p> <p>※対象二次医療圏</p> <p>南檜山、北渡島檜山、中空知、北空知、日高、上川北部、富良野、留萌、宗谷、遠紋、根室</p>					
(3) 再編統合支援事業	<p>知事が適当と認める医療機関の開設者、地域医療連携推進法人の設置者及び医師会とする。</p> <p>ただし、医師会については右欄のアに掲げる事業に限るものとする。</p> <p>なお、本事業における「再編」とは、地域医療連携推進法人を設立するものに限り、「統合」とは、開設者が異なる法人間の統合に限る。</p>	<p>ア 地域で不足する医療機能への病床転換及び病床削減を含む再編統合等を検討する上で必要となるコンサルタント会社等への業務委託料（最長5か年）</p> <p>イ 再編・統合に伴い施設の新築に必要なとする基本設計及び実施設計に要する委託料</p> <p>ウ 病床転換及び病床削減に伴い不要となる建物（病棟・病室等）及び医療機器の処分（廃棄、解体または売却）に係る損失で財務諸表上の特別損失（固定資産除却損、固定資産廃棄損、固定資産売却損）に計上されるもの（医療機器の有姿除却を除く）</p> <p>エ 地域で不足する医療機能への病床転換及び病床削減を含む再編統合等に伴い退職する職員で早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る。）の活用によって上積みさ</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が地方公共団体である場合を除く） 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>			

		<p>れた退職金の割増相当額</p> <p>オ 地域医療連携推進法人を運営するために必要となる次の経費 (地域医療連携推進法人設立準備期間(最長1か年)を含み最長3か年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療連携推進法人の設立準備、設立後の各種事務を行うために雇用する職員の人件費(給与費、法定福利費、各種手当等) ・地域医療連携推進法人に加入する機関が地域医療連携推進法人に支払う負担金 ・地域医療連携推進法人の設立 ・運営のために必要な需用費(消耗品費、図書購入費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、旅費、備品費 <p>カ 地域医療連携推進法人の体制整備に必要となる次の経費(地域医療連携推進法人設立から最長3か年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療連携推進法人で雇用し、加入する医療機関で診療等に従事する医師の人件費(給与費、法定福利費、各種手当等) ・地域医療連携推進法人の加入医療機関で診療に従事する医師の旅費 ・人材交流に係る研修等のための経費その他の地域医療連携推進法人へ参加する医療機関の連携強化に資する経費(需用費(消耗品費、図書購入費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、旅費、備品費) 					
(4) 理学療法士等確保事業	知事が適当と認める病院の開設者とする。	理学療法士等の確保に必要な経費(報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金)	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式			

				保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共 団体である場合を除 く。) 保福第344号様式 別に指示する様式	保福第344号様式 別に指示する様式			
(5) 理学療法士等研修事業	知事が適当と認める病院の開設者とする。	理学療法士等の研修等に必要経費(報酬、共済費、賃金、報償費(研修施設謝金)、旅費、需用費(資料代))		保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共 団体である場合を除 く。) 保福第344号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第344号様式 別に指示する様式			
(6) 電子レセプト情報受療動向等分析事業	国立大学法人北海道大学とする。	医療データ分析センター事業実施要領に基づく分析を行うために必要な委託料(システムの改修・保守・管理のための費用)、備品購入費、使用料及び賃借料、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費(通信運搬費)、報酬、その他知事が必要と認めた経費	10分の10以内 寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が地方公共 団体である場合を除 く。) 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式			
5 覚せい剤乱用防止啓発事業 北海道薬物乱用防止指導員及び関係団体が組織する北海道薬物乱用防止指導員連合協議会が、地	北海道薬物乱用防止指導員連合協議会	事業に要する経費(報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料)	定額	保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 地域医療推進局医務薬		

<p>域社会において行う覚せい剤等薬物乱用防止啓発活動事業等に対して、補助金を交付することにより、組織的、効果的な活動の推進を図り、もって、覚せい剤等薬物乱用禍の根絶を期することを目的とする。</p>						<p>務課</p>		
<p>6 栄養改善普及事業 栄養士の技術の向上と道民の健康、福祉の増進に寄与すること及び調理師の技術の向上と道民の健康、食生活の向上を図るため、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>公益社団法人北海道栄養士会一般社団法人北海道全調理師会</p>	<p>栄養士、調理師及び道民に対して行う研修事業に要する経費のうち、知事が必要かつ適当と認めるもの(報償費、旅費、需用費(食糧費を除く)、役務費、使用料及び賃借料に限る。)</p>	<p>2分の1以内(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う)。</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p>		
<p>7 衛生活動推進事業費補助金 公衆衛生思想の普及啓発や公衆衛生従事者の資質向上を図ることにより、道民の公衆衛生の向上を目的として、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>北海道公衆衛生協会 会長 岸 玲子</p>	<p>北海道公衆衛生協会が行う衛生活動のうち、次に掲げる事業に要する経費 (1) 研修会、学会等に関する事業 (2) 顕彰に関する事業 (3) 機関誌等刊行に関する事業 (4) 健康づくり等の知識の普及啓発に関する事業</p>	<p>10分の10以内(寄付金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり当該寄付金その他の収入金の控除等を行う)。</p>	<p>保福第1の2号様式(大会等を開催する事業にあつては保福第1の3号様式) 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式(大会等を開催した事業にあつては保福第1の3号様式) 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p>		
<p>8 原爆被爆者対策事業 道内の原爆被爆者の健康診断・不安をなくすた</p>	<p>一般社団法人北海道被爆者協会</p>			<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日</p>		

めの諸活動及び原水爆事情に関する啓蒙・広報活動を行うため予算の範囲内で補助する。				保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	別に指示する様式	提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課		
(1) 原爆被爆者対策事業		一般社団法人北海道被爆者協会が行う、道内の原爆被爆者の健康指導等の諸活動に要する費用のうち、次に掲げるもの。(事業実施に係る光熱費・消耗品費・清掃費等の維持管理費を含む。他の補助金の対象となるものは除く。) 事業費 (1) 日常相談事業費 (2) 地方相談事業費 (3) 講習、研修事業費 (4) 啓発、広報事業費 (5) 精密検査事業費 (6) 会館説明員経費	2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
(2) 原爆死没者慰霊等事業		一般社団法人北海道被爆者協会が、原爆死没者慰霊等事業を行う場合における当該事業に要する経費のうち、慰霊式典に要する経費	4分の3以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
9 歯科技工士研修事業 聴覚障害のある歯科技工士の技術の向上及び歯科技工士の資質の向上を図り、道民への良質な歯	公益社団法人北海道歯科技工士会	公益社団法人北海道歯科技工士会が行う歯科技工士研修事業に要する経費のうち次に掲げるもので知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 卒後研修事業費	10分の10以内	保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式	保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局		

<p>科技工物を提供することを目的とし、もって道民の健康保持及び増進を図るため、予算の範囲内において交付する。</p>		<p>(2) 専門研修事業費 ただし、報償費、旅費、需要費（食糧費を除く）、役務費、使用料及び賃借料に限る。</p>		<p>別に指示する様式</p>		<p>地域保健課</p>		
<p>10 歯科保健対策推進事業 一般住民への8020運動等の普及啓発及び保健指導者の歯科保健の知識や技術の向上を図ることを目的として予算の範囲内において交付する。</p>	<p>一般社団法人北海道歯科医師会</p>	<p>一般社団法人北海道歯科医師会が行う歯科保健対策推進事業に要する経費のうち次に掲げるもので知事が必要かつ適当と認めるもの (1) 8020運動を促進するための普及啓発事業に要する経費 (2) 保健関係指導者歯科研修会に要する経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p>		
<p>11 心身障がい者（児）歯科診療事業費補助金 心身障がい者（児）の歯科診療を促進するため、歯科保健センターで行う心身障がい者（児）歯科診療事業に対し、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>釧路市、日本赤十字社北海道支部及び次の各郡市区歯科医師会が運営する歯科保健センターに対し補助する一般社団法人北海道歯科医師会とする。 (1) 一般社団法人札幌歯科医師会 (2) 一般社団法人旭川歯科医師会 (3) 一般社団法人十勝歯科医師会 (4) 一般社団法人函館歯科医師会</p>	<p>(1) 釧路市及び日本赤十字社北海道支部が実施する心身障がい者（児）歯科診療事業に要する経費 (2) 郡市区歯科医師会が実施する心身障がい者（児）歯科診療事業に対し一般社団法人北海道歯科医師会が行う補助事業に要する経費</p>	<p>(1)にあつては、3分の1以内 (2)にあつては、10分の10以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 (申請者が市である場合を除く。) 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p>		
<p>12 難病センター運営費補助金 難病患者とその家族に対し日常生活や医療上の</p>	<p>一般財団法人北海道難病連</p>	<p>一般財団法人北海道難病連が行う難病センター運営事業に要する経費のうち、次に掲げるもので知事が必要かつ適当と認めるもの</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金が</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部</p>		

<p>相談・支援等の機能を持つ、北海道難病センターの管理・運営に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>事業費 (1) 必要な知識・経験を有する難病相談員の配置経費（4名分（事務局職員2名、難病相談員2名）の経費に限る。） (2) 各種相談、地域交流会等の活動、就労に係る支援、講演・研修会の開催、その他センターの維持運営に必要と認められる経費</p>	<p>あるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の32号様式</p>		<p>健康安全局 地域保健課</p>		
<p>13 北海道難病連補助金 北海道内の難病各団体の活動を支援し、難病患者やその家族に対する相談、援助を行うとともに、難病の正しい知識の普及啓発を図るために要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般財団法人北海道難病連</p>	<p>一般財団法人北海道難病連が行う難病患者やその家族に対する相談・援助事業及び難病の正しい知識の普及啓発を図る事業に要する経費で、知事が必要かつ適当と認めるもの</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p>		
<p>14 北海道難病連補助金 (難病療育指導事業) 一般財団法人北海道難病連の各疾病別部会が実施する「患者の療養指導や機関誌の発行などを通じて正しい知識の普及啓発を行う経費」に対し、予算の範囲内で補助を行い、もって本道における難病対策の継続的な普及啓発体制の確保を図るものである。</p>	<p>一般財団法人北海道難病連</p>	<p>一般財団法人北海道難病連の各疾病別部会が行う難病療育指導事業に係る経費で、知事が必要かつ適当と認めるもの</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 地域保健課</p>		
<p>15 結核予防事業</p>	<p>学校（専修学校）</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対</p>	<p>3分の2以内</p>	<p>保福第1の31号様式</p>		<p>提出部数 1部</p>	<p>総合振興局長</p>	<p>実績報告は</p>

<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2第1項の規定に基づく定期の健康診断の実施を図ることを目的として、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>及び各種学校を含み、修業年限が1年未満のものを除く。）又は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第11条で定める施設の設置者（指定都市及び中核市の区域外に所在する学校又は施設の設置者に限るものとし、国及び市町村を除く。）</p>	<p>する医療に関する法律第53条の2第1項の規定による定期の健康診断に必要な経費のうち次に掲げるもの。 報酬、職員手当（特殊勤務手当）、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕費、医薬材料費）、役務費（通信運搬費、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費</p>	<p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第54号様式 保福第55号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局の保健環境部保健行政室又は地域保健室</p>	<p>又は振興局長</p>	<p>要しない。</p>
<p>16 北海道風しん抗体検査事業 妊娠を希望する出産経験のない女性等の風しん抗体検査を推進することにより、先天性風しん症候群の発生の予防を図ることを目的とし、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>北海道（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）に住所を有する次に掲げる者であつて、令和5年3月21日から令和6年3月10日までに、医療機関において風しん抗体検査を受検した者とする。ただし、過去に風しん抗体検査を受けたことがある者、過去に2回の風しんの予防接種歴がある者及び検査で確定診断を受けた風しんの</p>	<p>風しん抗体検査に要した費用</p>	<p>補助率は10分の10以内とし、一人につき6,750円を限度として補助する。</p>	<p>風しん抗体検査に係る領収書又は領収証明書等のこれに代わる書類 住所地及び同居の状況が確認できる書類の写し 妊娠を希望する出産経験のない女性に風しん抗体ができないことがわかる書類の写し(補助対象者(2)または(3)の場合のみ) 妊婦の風しん抗体価が低いことがわかる書類の写し(補助対象者(4)または(5)の場合のみ)</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 令和6年3月10日 提出先 保健福祉部 感染症対策局感染症対策課</p>		<p>実績報告は要しない。 なお、書類は、総合振興局長又は振興局長を経由すること。</p>

	<p>既往歴がある者を除くものとする。</p> <p>(1) 妊娠を希望する出産経験のない女性</p> <p>(2) (1)の者で、かつ、風しん抗体ができない者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下、同じ。）</p> <p>(3) (1)の者で、かつ、風しん抗体ができない者の同居者（生活空間を同一にする頻度が高い者。以下同じ。）</p> <p>(4) 風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者</p> <p>(5) 風しんの抗体価が低い妊婦の同居者</p>							
<p>17 食品衛生強化対策費補助金</p> <p>複雑多様化する食環境に対応し、食品衛生意識の向上を図り、自主的な食品衛生管理を推進するとともに、消費者に対し、正しい食品衛生知識の普及啓発を図るため、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>公益社団法人北海道食品衛生協会</p>	<p>公益社団法人北海道食品衛生協会が行う食品衛生強化対策事業のうち、次の経費に限る。</p> <p>報償費（謝金及び副賞用楯代等）、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費及び修繕料等）、役務費（通信運搬費、保管料、広告料、筆耕翻訳料、手数料及び保険料等）、使用料及び賃借料、備品購入費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 食品衛生課</p>		

<p>18 公衆浴場設備整備費補助金 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）の趣旨に基づき、公衆衛生上必要な公衆浴場を確保し、さらに公衆浴場の衛生水準の向上と省エネルギーの推進を図るため、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>北海道公衆浴場業生活衛生同業組合</p>	<p>北海道公衆浴場業生活衛生同業組合が公衆浴場経営者に対し公衆浴場の営業設備の改善に係る経費を補助する事業における当該補助に要する経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 食品衛生課</p>		
<p>19 公衆浴場経営安定対策事業費補助金 公衆浴場の経営安定を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>北海道公衆浴場業生活衛生同業組合</p>	<p>北海道公衆浴場業生活衛生同業組合が、公衆浴場経営安定対策事業に要する経費のうち次に掲げるもの (1) 職員給与 (2) 旅費 (3) 需用費（食糧費を除く。） (4) 役務費 (5) 使用料及び賃借料</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 健康安全局 食品衛生課</p>		
<p>20 北海道社会福祉協議会運営事業費補助金 民間社会福祉活動の育成、援助等を行い、もって社会福祉の向上に寄与することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>社会福祉法人北海道社会福祉協議会</p>	<p>北海道社会福祉協議会運営事業に要する経費のうち次に掲げる経費 事務費（本部、地区事務所） 地域福祉推進総合事業に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、図書購入費、修繕料、食糧費（会食に要する経費を除く。）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、助成金</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局 地域福祉課</p>		

<p>21 北海道民生委員児童委員連盟運営事業 地域に密着した活動基盤をもつ民生委員児童委員の活動の活性化と連携の強化を図り、地域福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟</p>	<p>地域福祉活動事業費及び活動推進費</p>	<p>定額</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p>		
<p>22 地域福祉生活支援センター運営事業費補助金 認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な者が、地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行い、その者の権利を擁護することを目的として、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>社会福祉法人北海道社会福祉協議会</p>	<p>地域福祉生活支援センター運営事業に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金(生活保護受給世帯へ派遣する場合に限る。)、需用費(消耗品費、燃料費、印刷製本費、図書購入費、修繕料、食糧費(会食に要する経費を除く。))、使用料及び賃借料、役務費(通信運搬費、保険料、手数料)、委託料、備品購入費(単価30万以上の備品を除く。)、助成金</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他収入金がある時は、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p>		
<p>23 外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業 国民年金制度上、公的年金の受給要件を満たすことができない在日外国人高齢者・障害者が地域で自立し、安定した生活を続けていくことを支援し、これらの方々の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>外国人高齢者・障害者福祉給付金支給事業実施要綱に基づき、市町村が在日外国人高齢者・障害者に対し支給する福祉給付金とする。</p>	<p>定額</p>	<p>保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第89号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 保福第89号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p>		

<p>24 北海道災害ボランティアセンター運営活性化等事業費補助金</p> <p>災害発生時のボランティア活動が迅速かつ円滑に展開されるよう、ボランティア体制の基盤を整備するとともに、地域における福祉コミュニティの形成や被災者支援体制の充実強化を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>社会福祉法人北海道社会福祉協議会</p>	<p>北海道社会福祉協議会が北海道災害ボランティアセンター運営活性化等事業を行うために必要な次に掲げる経費</p> <p>報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、燃料費、修繕料、食糧費（会食に要する経費を除く。）、役務費（通信運搬費、保険料、手数料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、助成金</p>	<p>10分の10以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第451号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第451号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p>		
<p>25 北海道連合遺族会運営事業費補助金</p> <p>戦没者遺族相互の親睦及び生活向上並びに戦没者の顕彰を図り、戦没者遺族の福祉を増進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般財団法人北海道連合遺族会</p>	<p>北海道連合遺族会運営事業のうち、次に掲げる事業に要する経費。ただし、食糧費を除く。</p> <p>(1) 大会(遺族大会)事業 (2) 英霊顕彰事業 (3) 老人福祉事業 (4) 啓発普及事業（ただし、会報発行費を除く。） (5) 表彰事業</p>	<p>定額</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の3号様式 (大会事業を行う場合に限る。) 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の3号様式 (大会事業を行う場合に限る。) 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p>		
<p>26 令和5年度(2023年度)北海道市町村援護事務交付金</p> <p>戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づく特別弔慰金等に係る事務に要する経費に対し、予算の範囲内で交付することで、市町村における事務処理の円滑化を図ることを目的とする。</p>	<p>援護事務を行う市町村</p>	<p>援護事務を行うために必要な次に掲げる経費に限る。</p> <p>(1) 報酬 (2) 共済費 (3) 報償費 (4) 旅費 (5) 需用費（消耗品費、印刷製本費等） (6) 役務費（通信運搬費、広告料、手数料等） (7) 委託料 (8) 使用料及び賃借料</p>	<p>10/10以内</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定にあたり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p>		

<p>27 保護決定等体制強化事業費補助金 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活保護件数の急激な増加や雇用環境の悪化による相談件数及び保護決定件数の増加が見込まれることから、福祉事務所における保護決定等が迅速かつ適正に行えるよう体制の強化を図ることを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>政令指定都市、中核市及び市町村（町村については福祉事務所を設置している町村に限る。）</p>	<p>保護決定等体制強化事業に要する経費のうち次に掲げる経費 給料、職員手当等、報酬、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、備品購入費、負担金、補助金及び交付金 ただし、次に掲げる経費については補助対象としないものとする。 (1) 面接相談業務の外部への委託に要する経費 (2) 警察との連携体制の構築や暴力団情報等に関する情報交換、暴力団員による不正受給などの悪質な事案に対する対応等のための職員の配置に要する経費</p>	<p>4分の3</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p>		
<p>28 福祉サービス運営適正化委員会運営事業費補助金 福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決し、もって福祉サービスの適切な利用又は提供を支援するとともに、福祉サービスの利用者の権利を擁護することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>社会福祉法人北海道社会福祉協議会</p>	<p>福祉サービス運営適正化委員会運営事業に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料、食糧費（会食に要する経費を除く。）、会議費、使用料及び賃借料、役務費（雑役務費、通信運搬費、手数料）、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）</p>	<p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局地域福祉課</p>		
<p>29 老人福祉施設等整備事業 老人福祉法（昭和38年法律第133号）及び介護保</p>		<p>1 本体整備費 施設整備（知事が必要と認めた設備整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事</p>	<p>定額 ただし、大規模修繕は3/4</p>	<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第3号様式 保福第5号様式</p>	<p>保福第1の31号様式 保福第4号様式 保福第6号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	

<p>険法(平成9年法律第123号)に基づく公的介護施設等の整備を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。)</p> <p>2 解体撤去費 解体撤去に必要な工事費及び工事請負費</p>	<p>補助金の交付額算定に当たり用いる総事業費からは、寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。)及び移行時特別積立預金(平成12年3月10日老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」第1の3の(1)に定める「移行時特別積立預金」の額をいう。)の控除を行う。</p>	<p>別に指示する様式</p>	<p>又は振興局の保健環境部社会福祉課</p>
<p>(1) 老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定による特別養護老人ホーム(定員30名以上のものに限る。)の整備(札幌市、旭川市及び</p>	<p>市町村(札幌市、旭川市及び函館市を除く。)、社会福祉法人</p>			

函館市内に整備する事業を除く。)								
(2) (1)に併設し、老人福祉法第15条第2項の規定による老人短期入所施設（ショートステイ用居室）の整備（札幌市、旭川市及び函館市内に整備する事業を除く。)	市町村、社会福祉法人							
(3) 老人福祉法第15条第3項及び第4項の規定による養護老人ホームの整備（札幌市、旭川市及び函館市内に整備する事業を除く。)	市町村、社会福祉法人							
(4) (3)に併設し、老人福祉法第15条第2項の規定による老人短期入所施設（ショートステイ用居室）の整備（札幌市、旭川市及び函館市内に整備する事業を除く。)	市町村、社会福祉法人							
(5) 老人福祉法第15条第5項の規定による軽費老人ホーム（指定特定施設入居者生活介護事業を行うもので、定員30名以上のものに限る。）の整備（札幌市、旭川市及び函館市内に整備する事業を除	市町村、社会福祉法人その他知事が認めた者							

	く。)								
	(6) 介護保険法第94条第1項の規定による介護老人保健施設（定員30名以上のものに限る。）の整備（札幌市、旭川市及び函館市内に整備する事業を除く。）	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
	(7) (6)に併設し、介護保険法第70条第1項の規定による訪問看護事業所の整備（札幌市、旭川市及び函館市内に整備する事業を除く。）	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
	(8) 介護保険法（平成9年法律第123号）第107条第1項の規定による介護医療院（定員30名以上のものに限る。）の整備	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
	(9) (8)に併設し、介護保険法第70条第1項の規定による訪問看護事業所の整備	市町村、社会福祉法人、医療法人、その他知事が認めた者							
31	民間社会福祉施設整備資金利子補給金 民間社会福祉施設の整備を促進するため、予算の範囲内で補助する。	社会福祉法人、一般社団法人又は一般財団法人、日本赤十字社、宗教法人及び医療法人	社会福祉施設（札幌市、旭川市及び函館市の区域内に所在する施設を除く。）の整備のため、独立行政法人福祉医療機構から借り入れた資金に係る令和4年度における支払利子（平成16年3月31日までの契約締結分に限る。）	平成8年3月31日以前の契約締結分については、借入利率から開設者負担率	保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第87号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第87号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境	総合振興局長 又は振興局長	

			<p>(3.65パーセント)相当を減じた利率 (1.5パーセントを上限とする。)によって算出した額 平成8年4月1日から平成10年3月31日までの契約締結分については、借入利率から開設者負担率(3パーセント)相当を減じた利率(1.5パーセントを上限とする。)によって算出した額 平成10年4月1日から平成16年3月31日までの契約締結分については、借入利率から開設者負担率(1.5パーセント)相当を減じた利率(1.5パーセントを上限とする。)によって算出した額</p>			部社会福祉課	
--	--	--	--	--	--	--------	--

<p>31 生活福祉資金貸付事業費補助金（事業推進費） 低所得者、障がい者又は高齢者等に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的として、社会福祉法人北海道社会福祉協議会が行う生活福祉資金貸付事業に要する経費について予算の範囲内で交付する。</p>	<p>社会福祉法人北海道社会福祉協議会</p>	<p>(1) 生活福祉資金貸付事業に必要な次に掲げる経費 北海道社会福祉協議会の職員との給与に関する規程により貸付事務担当職員に対し支給した職員俸給、諸手当及び社会保険事業主負担金並びに北海道社会福祉協議会の旅費に関する規程により貸付事務担当職員に支給した旅費及び貸付事務の運営に要する諸謝金及び庁費（備品購入費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費、通信運搬費、光熱水費、借料及び損料、会議費（会食に係る経費を除く。）及び賃金）、委託料、負担金</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局地域福祉課</p>		
<p>32 身体障がい者福祉総合推進事業 身体障がい者の自立と社会参加を促進し、その生活の安定と福祉の増進を図るため、一般社団法人北海道身体障害者福祉協会が行う次の事業に対し、予算の範囲内で補助する。 1 身体障がい者自立・社会参加促進活動 2 身体障がい者福祉周知・啓発活動 3 身体障がい者福祉情報交換活動</p>	<p>一般社団法人北海道身体障害者福祉協会</p>	<p>事業に要する経費（賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、助成金）</p>	<p>定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課</p>		
<p>32 肢体不自由児者福祉推進事業</p>	<p>公益財団法人北海道肢体不自由児</p>	<p>事業に要する経費（賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、助成金）</p>	<p>定額</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日</p>		

<p>肢体不自由児者の自立と社会参加を促進し、その生活の安定と福祉の向上を図るため、肢体不自由児者自立・社会参加促進活動及び肢体不自由児施設職員研修活動を実施するほか、肢体不自由児者福祉活動の周知・啓発の実施及び情報交換等の活動を行うのに要する経費について、予算の範囲内で補助する。</p> <p>1 肢体不自由児者自立・社会参加促進活動 (1)療育事業 (2)在宅対策事業</p> <p>2 肢体不自由児者施設職員研修活動</p> <p>3 肢体不自由児者福祉周知・啓発活動</p> <p>4 肢体不自由児者情報交換等活動 (1)地域活動事業 (2)全国大会参加助成事業</p>	<p>者福祉連合協会</p>	<p>く。)、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、助成金等)</p>	<p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出先 る日 保健福祉部 福祉局障がい者保健福祉課</p>		
<p>34 聴覚障がい者福祉推進事業 聴覚障がい者及び言語機能障がい者の福祉の向上を図るため、公益社団法人北海道ろうあ連盟が行う次の事業に対し、予算の範囲内で補助する。 全道ろうあ者大会開催事業、全道ろうあ者夏季</p>	<p>公益社団法人北海道ろうあ連盟</p>	<p>事業に要する経費（賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、負担金、助成金、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等）</p>	<p>定額 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 福祉局障がい者保健福祉課</p>		

<p>体育大会開催事業、リーダー育成研修会開催事業、北通研集会開催事業、青年活動推進事業、女性活動推進事業、高齢活動推進事業、地域活動推進事業、組織活動推進事業、福祉労働活動推進事業、情報コミュニケーション活動推進事業、社会啓発活動推進事業、文化活動推進事業、教育文化活動推進事業、スポーツ活動推進事業</p>			<p>を行う。)</p>					
<p>35 視覚障がい者福祉推進事業 視覚障がい者の自立と社会参加の促進に寄与し、その生活の安定と福祉の増進を図るため、一般社団法人北海道視覚障害者福祉連合会が行う次の事業に対し、予算の範囲内で補助する。 全国大会派遣事業、スポーツ振興事業、全道福祉研修大会事業、全道福祉代表者大会事業、委員会開催事業、協議会活動事業、情報文化事業</p>	<p>一般社団法人北海道視覚障害者福祉連合会</p>	<p>事業に要する経費（賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、負担金、助成金、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費）</p>	<p>定額 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課</p>		
<p>36 知的障がい児者福祉推進事業 知的障がい児（者）の自立と社会参加に寄与し、その生活の安定と福</p>	<p>一般社団法人北海道手をつなぐ育成会</p>	<p>事業に要する経費（賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、助成金等）</p>	<p>定額 （寄附金その他の収入金があるときは、</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障が</p>		

<p>社の増進を図るため、一般社団法人北海道手をつなぐ育成会が行う次の事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p> <p>社会啓発事業、全道大会事業、自立支援たのしくくらす研修事業、組織強化事業、活性化対策事業研修事業</p>			<p>補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>別に指示する様式</p>		<p>い者保健福祉課</p>		
<p>37 中途視覚障がい者社会適応推進事業</p> <p>中途視覚障がい者の自立と社会参加を促進するため、北海道盲導犬協会が行う短期入所訓練事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>公益財団法人北海道盲導犬協会</p>	<p>事業に要する経費（人件費、訓練費、訓練啓蒙費、訓練研究費、通信運搬費、消耗什器備品費、消耗品費、燃料費、光熱水費、保険料、租税公課）</p>	<p>定額</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課</p>		
<p>38 知的障がい者援護促進事業</p> <p>地域で障がい者を率先して用している企業等の有する知識や経験及び人材資源を有効活用し知的障がい者の就労促進と社会的自立を図ることを目的として、一般社団法人北海道障がい者職親連合会が実施する次の事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。</p> <p>職場開拓促進事業、調</p>	<p>一般社団法人北海道障がい者職親連合会</p>	<p>事業に要する経費（賃金、報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費）</p>	<p>定額</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課</p>		

<p>査研究事業、就労支援推進事業、就労対策実践事業</p>								
<p>39 障がい者社会参加推進センター運営事業 障がい者の社会参加促進施策の体系的、効率的な推進を図り、障がい者の地域における自立生活と社会参加を促進するため、障がい者社会参加推進センターの運営費に対し、予算の範囲内で補助する。 社会参加促進活動、情報収集・提供等活動、社会参加推進協議会設置・運営、その他センターの効果的運営に必要な活動</p>	<p>一般社団法人北海道身体障害者福祉協会</p>	<p>障害者社会参加推進センターの運営に要する経費（報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に要する経費を除く。）、印刷製本費、役務費（通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、負担金等）</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課</p>		
<p>40 障がい者ITサポートセンター設置事業 障がい者等の情報通信技術(IT)の利用機会や活用能力の格差是正を図るため、総合的な支援をするために障がい者ITサポートセンターを設置する事業に対し、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>一般社団法人北海道視覚障害者福祉連合会</p>	<p>障がい者ITサポートセンターの設置に要する経費（報酬、賃金、共済費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等）</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課</p>		
<p>41 手話通訳者設置事業 聴覚障がい者等の家庭生活・社会生活におけるコミュニケーションを円</p>	<p>公益社団法人北海道ろうあ連盟</p>	<p>手話通訳者の設置に要する経費（報酬、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、負</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部</p>		

滑に行くため、手話通訳者を各総合振興局（振興局）に設置する事業に対し、予算の範囲内で補助する		担金、委託料等)	あるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の32号様式別に指示する様式		福祉局障がい者保健福祉課		
42 精神保健啓発事業費補助金 精神障がい者の福祉の向上を図るため、北海道精神障害者家族連合会が行う大会開催事業、普及啓発事業、研修事業等の事業に対し、予算の範囲内で補助する。	一般社団法人北海道精神障害者家族連合会	当該事業に要する経費（賃金、共済費、報償費、旅費、需用費（食糧費のうち会食に係る経費を除く。）、役務費、委託料、使用料及び賃借料（事務所等借上料を除く。）、備品購入費、負担金等）	定額 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課		
43 点字図書館運営費補助金 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく点字図書館の運営費を助成することにより、視覚障がい者の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	日本赤十字社北海道支部 社会福祉法人ほくてん	点字図書館の運営に要する経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に要する経費を除く。）、印刷製本費、光熱水費及び修繕費）、役務費（通信運搬費及び手数料）、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等	10/10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の17号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第120号様式 保福第471号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第120号様式 保福第472号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課		
44 聴覚障がい者情報提供施設運営事業 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく聴覚障害者情報提	公益社団法人北海道ろうあ連盟	聴覚障がい者情報提供施設の運営に要する経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に要する経費を除く。）、印刷製本費、光熱水費	10/10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、	保福第1の2号様式 保福第1の17号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第120号様式 保福第472号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課		

<p>供施設の運営費を助成することにより、聴覚障がい者の福祉の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>		<p>及び修繕費)、役務費(通信運搬費及び手数料)、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費等)</p>	<p>補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第120号様式 保福第471号様式 別に指示する様式</p>		<p>い者保健福祉課</p>		
<p>45 北海道身体障害者補助犬育成事業 身体障害者補助犬育成事業身体障がい者の自立と社会参加を促進するため、就労や日常生活等に伴って身体障害者補助犬(身体障害者補助犬法第2条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。)の貸与を行う場合に、当該身体障害者補助犬の育成に要した経費を予算の範囲内で補助する。</p>	<p>社会福祉法人、公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人又は特定非営利活動法人であって、身体障害者福祉法第33条に規定する盲導犬訓練事業、同法第4条の2第12項に規定する介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行う団体</p>	<p>道内に居住する身体障がい者に貸与した身体障害者補助犬の頭数に応じ、当該補助犬の育成(候補犬の購入費及び身体障害者補助犬法第16条に基づく指定法人による介助犬・聴導犬の認定料を含む。)に直接必要な経費(報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、改造費、燃料費、飼料費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料及び保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、公課費等)</p>	<p>10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課</p>		
<p>46 地域精神医療確保対策事業費補助金 基幹精神科病院が精神科医師の確保が困難な医療機関に対し医師等の派遣を行うことにより、地域の精神科医療の確保を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>基幹精神科病院(精神科医等をクリニックに派遣する精神科病院)</p>	<p>精神科医等の派遣に必要な経費(報酬、職員給与費、法定福利費、賃金及び報償費)</p>	<p>2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第186号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第186号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室又は地域保健室</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>47 障がい児等自立支援研修事業</p>	<p>公益財団法人北海道肢体不自由児</p>	<p>事業実施に必要な謝金、旅費、需用費(印刷製本費、消耗品費)、役務費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示す</p>		

<p>障がい児（者）及び家族が日常生活において適切な配慮・工夫を行う能力を獲得するとともに、地域住民とともに自ら地域社会を構築していく能力を高めるため、障がい児（者）、家族及び地域住民を対象とした研修事業及び重症心身障がいの理解の促進や看護の知識等に関する研修事業に対して予算の範囲内で補助する。</p>	<p>者福祉連合協会、一般社団法人北海道手をつなぐ育成会、公益財団法人日本重症心身障害福祉協会北海道ブロック看護部長会</p>	<p>(通信運搬費)、使用料及び賃借料</p>	<p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出先 保健福祉部 福祉局障がい者保健福祉課</p>		
<p>48 軽費老人ホーム低所得者利用料減免補助金 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく軽費老人ホームを利用する低所得者の利用料を減免するため、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>社会福祉法人（札幌市、旭川市及び函館市の区域外に施設を設置している者に限る。）及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第2項の規定により知事の許可を受けた法人（札幌市、旭川市及び函館市の区域外に施設を設置している者に限る。）</p>	<p>軽費老人ホームを利用する低所得者の利用料減免に必要な経費のうち、次に掲げるもの 職員俸給、職員諸手当、賃金、社会保険料事業主負担金、旅費、庁費、修繕費、委託費、利用者保健衛生費及び備品購入費等に充当する経費</p>	<p>10分の10以内</p>	<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第108号様式 保福第109号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の31号様式 保福第108号様式 保福第110号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局 保健環境部 社会福祉課</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>49 療養病床転換支援費補助金 療養病床の再編成に伴う医療療養病床の老人保健施設への円滑な転換を図るため、予算の範囲内</p>	<p>1 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人 2 医療法第7条</p>	<p>医療療養病床からの転換に伴う、次の施設の整備に必要な経費。 1 介護医療院 2 ケアハウス 3 介護老人保健施設 4 有料老人ホーム（居室は原則個室</p>	<p>定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額</p>	<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第3号様式 保福第5号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の31号様式 保福第4号様式 保福第6号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局 保健環境部</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	

<p>で補助する。</p>	<p>の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>3 医療法第8条の規定により診療所の開設の届出をした者</p>	<p>とし、1人当たりの居室の床面積が概ね13㎡以上であることもので、かつ、介護保険制度における利用者負担第3段階以下の者でも入居可能な居室を確保しているものに限る。）</p> <p>5 特別養護老人ホーム</p> <p>6 特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室</p> <p>7 認知症高齢者グループホーム</p> <p>8 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>9 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>10 生活支援ハウス（離島振興法、山村振興法、水源地域対策特別措置法、半島振興法又は過疎地域自立促進特別措置法に基づくものに限る。）</p> <p>11 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条の規定により登録されている賃貸住宅</p>	<p>の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>			<p>社会福祉課</p>		
<p>50 介護老人保健施設整備資金利子補給事業</p> <p>介護老人保健施設の安定的整備を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>平成16年4月1日現在において道内に介護老人保健施設を開設している医療法人、社会福祉法人、日本赤十字社、北海道厚生農業協同組合連合会、健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会及び厚生労働大臣が介護老人保健施設の開設者として適当であると認定</p>	<p>介護老人保健施設を開設するための新築及び増改築に係る建築資金（認知症専門棟を設置するための増改築を含む。）に対する独立行政法人福祉医療機構又は年金資金運用資金から借り入れた資金に係る令和5年度における支払利子。ただし、支払利子の算出に係る借り入れた資金の未償還額が2億円（日常生活に支障のきたすおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の入所者に対して介護保健施設サービスを行うものとして知事に届出を行っている施設については、3億円）を超える場合は、その超えた額に相当する支払利子を除く。</p>	<p>平成8年3月31日以前の契約締結分については、借入利率から開設者負担率（4.05パーセント）相当を減じた利率（1.5パーセントを上限とする。）によって算出した額とする。</p> <p>平成8年4月1日から平成10年3月31</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第111号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第111号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 正副2部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課</p>	<p>書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室長又は地域保健室長を経由すること（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市の場合を除く。）。</p>	

	した者（厚生労働大臣が認定した介護老人保健施設を開設する場合に限る。）		日までの契約締結分については、借入利率から開設者負担率(3.4パーセント)相当分を減じた利率(1.5パーセントを上限とする。)によって算出した額。 平成10年4月1日から平成16年3月31日までの契約締結分については、借入利率から開設者負担率(1.7パーセント)相当分を減じた利率(1.5パーセントを上限とする。)によって算出した額。					
51 福祉系高校修学資金等貸付事業費補助金 福祉系高校に在学し、道内の社会福祉施設等で介護等の業務に従事しようとする者に修学資金を貸付し、修学を容易にすることにより、道内における介護人材の養成確保	社会福祉法人北海道社会福祉協議会	福祉系高校修学資金等貸付事業を実施するために必要な貸付原資等の経費	定額	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課		

<p>を図る。 他業種で働いていた者等に 対し、介護分野における介護職員として就職する際に必要となる就職準備金を貸付し、迅速に新たな人材を確保することを目的とする。</p>								
<p>52 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金 経済連携協定又は交換公文に基づき入国する外国人介護福祉士候補者が円滑に就労・研修できるように、候補者を受け入れた個々の施設における日本語学習及び介護分野の専門学習の支援を行う。</p>	<p>経済連携協定又は交換公文に基づき、外国人介護福祉士候補者を受け入れた者</p>	<p>経済連携協定又は交換公文に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の受入施設が行う外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施に必要な次に掲げる経費 1 外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費 報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、委託料、補助金（入学金及び受講料に限る。）、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。） 2 外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費 旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、補助金（入学金及び受講料に限る。） 3 外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費 諸手当（受入施設の研修担当者に係るものに限る。）</p>	<p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金（社会福祉法人等の営利を目的としない法人については寄附金を除く。）の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課</p>		

<p>53 明るい長寿社会づくり推進事業 高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野においてそれまで培ってきた豊かな経験と知識・技能を活かし、生涯を健康で生きがいを持って社会活動ができるよう、高齢者、青壮年、女性等社会の各層における高齢者観についての意識改革を図るとともに、高齢者の生きがいと健康づくりを総合的に実践する事業を展開し、明るく活力ある長寿社会づくりの振興を図るため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>社会福祉法人北海道社会福祉協議会</p>	<p>社会福祉法人北海道社会福祉協議会が行う明るい長寿社会づくり推進事業に要する経費（職員俸給、職員諸手当、法定福利費、福利厚生費、諸謝金、旅費交通費、事務消耗品費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信運搬費、手数料、保険料、会議費、賃借料、業務委託費、助成金、負担金）</p>	<p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課</p>		
<p>54 介護給付適正化推進事業 この補助金は、利用者に対する適切な介護サービスを確保し、介護保険料の上昇を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するため、道が定めた「第8期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」の別添「介護給付の適正化の推進について」に基づき保険者が実施する介護給付適正化事業の推進を図るとともに</p>	<p>北海道国民健康保険団体連合会</p>	<p>保険者の取組を支援するため、北海道国民健康保険団体連合会が実施する介護給付適正化事業に要する経費（給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料）</p>	<p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課</p>		

<p>に、これを支援する北海道国民健康保険団体連合会の取組に対して補助を行い、介護給付適正化のより一層の推進を図ることを目的とし、予算の範囲内で交付する。</p>								
<p>55 登録研修機関初度経費支援事業 医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者等への対応強化及び介護職員のキャリアアップ等に資する喀痰吸引等研修の実施機関を増設するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第13条の規定に基づく喀痰吸引等研修の実施機関として、新たに登録を受けようとする者であつて、同法に規定する登録基準を満たしている者 広く受講者を募集し、札幌市以外の地域に居住する者が受講しやすい体制を整備し、受け入れを行うこと。</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づく喀痰吸引等研修を実施するために必要な備品購入費及び需用費（備品に附随するもの及び研修の開催に必要な消耗品費に限る。）</p>	<p>10分の10以内（1機関につき100万円を上限とする。） （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の6号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の6号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課</p>		
<p>56 老人クラブ活動支援事業費補助金 老人クラブ活動等を通じて老人クラブ活動等のより一層の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進することにより、明るい長寿社会の実現と保健福祉の向</p>	<p>一般財団法人北海道老人クラブ連合会</p>	<p>老人クラブ活動事業に要する経費（給料、職員手当等、共済費、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料）</p>	<p>10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課</p>		

上に資するため、予算の範囲内において補助する。			入金の控除等を行う。)					
57 北海道認知症疾患医療センター運営事業 認知症疾患の保健医療水準の向上を図るため、予算の範囲内で補助する。	知事が指定する認知症疾患医療センターを設置する医療機関	当該事業に必要な経費（賃金、報酬、社会保険料等、報償費、旅費、需用費（消耗品費、会議費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、使用料及び賃借料）	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課		書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室健康推進課又は地域保健室健康推進課を経由すること。
58 認知症対策等総合支援事業費補助金 認知症の人の意見が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現のため、認知症に関する早期の段階からの適切な診断と対応、正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援などを通して地域単位での総合的かつ継続的な支援体制の確立を図ることを目的とし、予算の範囲内で補助する。	札幌市	当該事業の実施に必要な賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、負担金	10分の10以内 （寄付金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄付金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第407号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第407号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課		
59 権利擁護人材育成事業費補助金 認知症高齢者等の状態	市町村	当該事業に必要な経費（賃金、報償費、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料、負担金、使用料及び賃借料）	10分の10以内 （寄附金その	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第411号様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示する日		書類は、総合振興局又は振興局

<p>の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、認知症高齢者等の権利擁護に携わる人材（以下、「権利擁護人材」という。）の育成を総合的に推進することを目的とし、予算の範囲内で補助する。</p> <p>(1)権利擁護人材養成研修 (2)権利擁護人材支援体制構築事業 (3)権利擁護人材フォローアップ研修事業</p>			<p>他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第410号様式 別に指示する様式</p>	<p>別に指示する様式</p>	<p>提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課</p>		<p>の保健環境部社会福祉課を経由すること。</p>
<p>60 介護関係職員医療連携支援事業 医療的ケアが必要な高齢者の増加に対応するため、介護関係職員が医療に関する知識を深めるための研修等を実施することにより、介護関係職員や地域のケアの質の向上を図るとともに、医療関係者との連携を促進することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>次の介護サービス施設及び事業所とする。 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、短期入所生活介護、特定施設入居者生活介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、</p>	<p>当該事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、郵送料、手数料）、使用料及び賃借料</p>	<p>10分の10以内 （寄付金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>	<p>保福第1の3号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の3号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課</p>		

	地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設							
61 介護従事者確保総合推進事業 福祉・介護人材の安定的な確保を図るため、予算の範囲内で補助する。						提出部数 1部 提出期限 別に指示する日		
(1) 介護のしごと魅力アップ推進事業	介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設、精神保健福祉士養成施設を設置する者、市町村、その他知事が適当と認める団体	当該事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金）	10分の10以内（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第262号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第262号様式 別に指示する様式	提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課		
(2) キャリアパス支援等研修事業			10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）			提出先 総合振興局 又は振興局の保健環境部社会福祉課（札幌市内に所在する施設等は保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課）	総合振興局 又は振興局長（札幌市内に所在する移設等に交付する補助金等の場合を除く。）	

① キャリアパス支援 研修事業	<p>介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設、精神保健福祉士養成施設を設置する者、市町村、福祉・介護に係る事業者団体及び職能団体、ユニット（福祉・介護サービスに係る5以上の施設、事業所から構成され、一定の要件（a）利用者の定員規模が、施設サービスで50人以下の施設、在宅サービスで20人以下の事業所。b 運営している施設、事業所の種類、数が単一である法人の施設、事業所。ただし、訪問介護事業所やデイサービスセンターなどの事業所（定員20人以下）が併設されている施設は対象。c 少額の繰越金のみ所有しており、経営基盤が脆弱な施設、事業所。）を満たす施設、事業所が過半数に達すると知事が認める</p>	<p>当該事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金）</p>	<p>保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第263号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第263号様式 別に指示する様式</p>			
--------------------	--	--	---	---	--	--	--

	もの並びに5以上の介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設及び精神保健福祉士養成施設から構成されるもの) その他知事が適当と認める団体							
② 実務者研修等支援事業	福祉・介護サービス事業者、その他知事が適当と認める団体	当該事業に必要な経費(報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、役務費(手数料)、委託料)		保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第263-2号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第263-2号様式 別に指示する様式			
(3) 介護未経験者に対する研修支援事業 (介護技能習得支援事業)	介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修指定事業者(一般受講者の受入をしている事業者に限る。)	受講料の減免に要した経費(受講料の減免額)	10分の10以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第415号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第415号様式 保福第488号様式 別に指示する様式	提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課		
(4) 介護事業所内保育所運営支援事業	設置主体が民間、公的施設及び市町村(一部事務組合を含む)である、道内の介護サービス施設・事業所内保育所で、保育料とし	保育士等職員の配置に必要な経費(人件費、委託料(人件費))	3分の2以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附	保福第1の2号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第416号様式 保福第417号様式 保福第418号様式 保福第456号様式	保福第1の2号様式 保福第1の31号様式 保福第416号様式 保福第417号様式 保福第418号様式 保福第456号様式 保福第457号様式 別に指示する様式	提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課		

	て1人当たり月額10,000円以上徴収している施設		金その他の収入金の控除等を行う。）	別に指示する様式					
(5) 介護助手普及促進事業	介護サービス事業所、介護サービス事業所で構成される団体及び市町村、その他知事が認める団体	当該事業に必要な経費（報酬、給料、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会食に係る経費を除く。）、印刷製本費、修繕費）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金）	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第473号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第473号様式 別に指示する様式	提出先	保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課		
(6) 外国人留学生生活支援事業	道内で介護サービス事業所等を運営する法人（法人本部が道外の場合であっても、施設等が道内にある場合は対象とする）	道内の介護福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設への入学を前提とした日本語学校に在籍している留学生の奨学金等に要した経費	3分の1以内 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）	保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 保福第477号様式 別に指示する様式	保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第477号様式 別に指示する様式	提出先	保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課		
62 令和5年度介護保険苦情処理事業 介護保険法（平成9年法律第123号）第176条第1項第3号の規定に基づ	北海道国民健康保険団体連合会	北海道国民健康保険団体連合会が行う介護保険サービスに係る苦情処理に要する経費（報酬、給料、職員手当、共済費（社会保険料に限る。）、報償費、旅費、需用費（食糧費のうち会食	10分の10以内 （寄附金その他の収入金があるときは、	保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式	保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式	提出部数 提出期限 提出先	1部 別に指示する日 保健福祉部 高齢者支援		

<p>き、介護保険サービスに係る利用者からの苦情を受け付けて調査を行い、事業者に対する指導・助言を行うことで、介護サービスの質の確保を図るため、予算の範囲内において補助する。</p>		<p>に要する経費を除く。)、備品購入費、役務費、委託料、負担金、使用料及び賃借料に限る。)</p>	<p>補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>別に指示する様式</p>		<p>局高齢者保健福祉課</p>	
<p>63 介護サービス提供基盤等整備事業費交付金 地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>			<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第277号様式 保福第279号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の31号様式 保福第278号様式 保福第279号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 高齢者支援局 高齢者保健福祉課</p>	<p>書類は、総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室、社会福祉課、又は地域保健室を経由すること(札幌市、旭川市及び函館市の場合を除く。))。</p>
<p>(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業</p>			<p>定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>				
<p>① 地域密着型サービ</p>		<p>1 地域密着型特別養護老人ホーム等</p>					

<p>ス等整備助成事業</p> <p>② 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業</p> <p>③ 災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備事業</p>		<p>の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>※ なお、次に掲げる経費については、補助対象としないものとする。</p> <p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>(2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用</p> <p>(3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金</p>						
<p>(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業</p>			<p>定額</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					

<p>① 介護施設等の施設 開設準備経費支援事 業</p>	<p>1 特別養護老人ホーム等の円滑な開 所や既存施設の増床、改築、増改築、 また、介護療養型医療施設から介護 老人保健施設等への転換（介護療養 型老人保健施設から介護医療院への 転換を含む。）の際に必要な需用費、 使用料及び賃借料、備品購入費（備 品設置に伴う工事請負費を含む。）、 報酬、給料、職員手当等、共済費、 賃金、旅費、役務費、委託料又は工 事請負費</p> <p>※ なお、次に掲げる経費については、 補助対象としないものとする。</p> <p>(1) 平成26年度以前から開始している 施設整備事業に伴う事業に要する費 用</p> <p>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第26 1号）に定める地方公務員の給与に 要する費用</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業 者に対して交付する補助金</p>					
<p>② 介護施設等の大規 模修繕の際にあわせ て行う介護ロボット ・ICTの導入支援</p>	<p>1 介護ロボット・ICTの導入に必 要な次の掲げる経費</p> <p>(1) 介護ロボットの購入、リース契約 に係る経費（介護ロボットの設置工 事費、整備費、通信費は含まず、当 該年度中に係る経費に限る。）</p> <p>(2) Wi-Fi環境を整備するために必要 な経費（配線工事(Wi-Fi環境整備の ために必要な有線LANの設備工事も 含む。）、モデム・ルーター、アク セスポイント、システム管理サーバ ー、ネットワーク構築）（通信費は 含まず、当該年度中に係る経費に限 る。）</p> <p>(3) 職員間の情報共有や職員の移動負</p>					

担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム購入費（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）

(4) 介護ロボットを用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む。）、バイタル測定可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。））

(5) タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（標準仕様やLIFE対応のための改修経費、バックオフィス業務ソフトを含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策に係る経費、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費、介護ソフトの利用料やリース料（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。また、過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象外）

2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金

<p>③ 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組支援事業</p>		<p>1 介護予防拠点において参加者の防災に際する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費、修繕費）備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金</p>					
<p>(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業</p>		<p>1 定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。</p> <p>※ なお、次に掲げる経費については、補助対象としないものとする。</p> <p>(1) 保証金として授受される一時金に要する費用</p> <p>(2) 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金に要する費用</p> <p>(3) 定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合の一時金に要する費用</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金</p>	<p>2分の1</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>				
<p>(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業</p>			<p>定額</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当た</p>				

			り、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
<p>① 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業</p> <p>② 既存の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修支援事業</p> <p>③ 介護療養型医療施設等転換整備支援事業</p>		<p>1 特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金</p>						
<p>④ 介護施設等における看取り環境整備推進事業</p> <p>⑤ 共生型サービス事業所の整備推進事業</p>		<p>1 特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕費）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）。</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に交付する補助金。</p>						
(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業			<p>定額</p> <p>（寄附金その</p>					

業			他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
① 簡易陰圧装置設置経費支援		<p>1 簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金</p>						
② 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業		<p>1 感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等に</p>						

		<p>において別途補助対象とする費用を除き、工事又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金</p>						
③ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修経費支援事業		<p>1 介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金。</p>						
(6) 介護職員の宿舎施設整備事業		<p>1 特別養護老人ホーム等の職員の宿舎の整備（宿舎の整備と一体的に整備されるものであって、都道府県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p>	<p>3分の1</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					

		<p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金</p>						
64 介護サービス提供基盤等整備事業費補助金	<p>地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進することを目的として、予算の範囲内で補助する。</p>			<p>保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第277号様式 保福第279号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の31号様式 保福第278号様式 保福第279号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局長又は振興局の保健環境部保健行政室又は社会福祉課又は地域保健室</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
(1) 地域密着型サービス等整備等助成事業			<p>定額</p> <p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					
① 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業	<p>次の施設等の大規模修繕・耐震化整備を行う者又は行う予定の者</p> <p>1 特別養護老人ホーム(定員30人以上)</p>	<p>地域密着型特別養護老人ホーム等の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、</p>						

	<p>2 介護老人保健施設(定員30人以上)</p> <p>3 介護医療院(定員30人以上)</p> <p>4 養護老人ホーム(定員30人以上)</p> <p>5 軽費老人ホーム(定員30人以上)</p>	<p>印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> <p>※ なお、次に掲げる軽費については補助対象としないものとする。</p> <p>(1) 土地の買収又は整地に要する費用</p> <p>(2) 職員の宿舍、車庫又は倉庫の建設に要する費用</p>					
<p>② 災害レッドゾーンに所在する老朽化した広域型介護施設の移転改築整備事業</p>	<p>次の施設等の移転改築整備を行う者又は行う予定の者</p> <p>1 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(定員30人以上)</p> <p>2 介護老人保健施設(定員30人以上)</p> <p>3 介護医療院(定員30人以上)</p> <p>4 養護老人ホーム(定員30人以上)</p> <p>5 ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。定員30人以上)</p> <p>6 介護付きホーム(特定施設入居者生活介護の</p>	<p>(3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用</p>					

	指定を受けるもの。定員30人以上)							
(2) 介護施設等の施設開設準備経費等支援事業			定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)					
① 介護施設等の施設開設準備経費支援事業	<p>次の施設等の設置又は設置予定者及び介護療養型医療施設を介護老人保健施設等へ転換する者、又は転換する予定の者</p> <p>1 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室(定員30人以上)</p> <p>2 介護老人保健施設(定員30人以上)</p> <p>3 介護医療院(定員30人以上)</p> <p>4 ケアハウス(特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。</p>	<p>特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床、改築、増改築、また、介護療養型医療施設から介護老人保健施設等への転換(介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換を含む。)の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費(備品設置に伴う工事請負費を含む。)、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費</p> <p>※ なお、次に掲げる経費については、補助対象としないものとする。</p> <p>(1) 平成26年度以前から開始している施設整備事業に伴う事業に要する費用</p> <p>(2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)に定める地方公務員の給与に要する費用</p>						

	<p>定員30人以上)</p> <p>5 養護老人ホーム（定員30人以上）</p> <p>6 介護付きホーム（定員30人以上）</p> <p>7 訪問看護ステーション（大規模化やサテライト事業所、定員30人以上）</p>						
<p>② 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入支援</p>	<p>次の施設等で、大規模修繕の際にあわせて介護ロボット・ICTの導入を行う者又は行う予定の者</p> <p>1 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室（定員30人以上）</p> <p>2 介護老人保健施設（定員30人以上）</p> <p>3 介護医療院（定員30人以上）</p> <p>4 ケアハウス（定員30人以上）</p> <p>5 養護老人ホーム（定員30人以上）</p> <p>6 介護付きホーム（定員30人以上）</p>	<p>介護ロボット・ICTの導入に必要な次に掲げる経費</p> <p>1 介護ロボットの購入、リース契約に係る経費（介護ロボットの設置工事費、整備費、通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）</p> <p>2 Wi-Fi環境を整備するために必要な経費（配線工事(Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む。）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築）（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）</p> <p>3 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカム購入費（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む。）（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。）</p> <p>4 介護ロボットを用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機</p>					

		<p>器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む。）、バイタル測定可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するためのゲートウェイ装置等（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。))</p> <p>5 タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、ソフトウェア（標準仕様やLIFE対応のための改修経費、バックオフィス業務ソフトを含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外。）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策に係る経費、ICT導入に関する他事業所からの照会等に応じた場合の経費、介護ソフトの利用料やリース料（通信費は含まず、当該年度中に係る経費に限る。また、過年度に導入した機器・介護ソフト等のランニングコストは対象外)</p>						
(3) 定期借地権設定のための一時金の支援事業	<p>次の施設等の設置予定者</p> <p>1 特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ（定員30人以上）</p> <p>2 介護老人保健施設（定員30人以上）</p> <p>3 介護医療院</p>	<p>1 定期借地権設定に際して授受される一時金であって、借地代の前払いの性格を有するもの（当該一時金の授受により、定期借地権設定期間中の全期間又は一部の期間の地代の引き下げが行われていると認められるもの）。</p> <p>※ なお、次に掲げる経費については、補助対象としないものとする。</p> <p>(1) 保証金として授受される一時金に要する費用</p>	<p>2分の1</p> <p>（寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）</p>					

	<p>(定員30人以上)</p> <p>4 ケアハウス (特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの。定員30人以上)</p> <p>5 養護老人ホーム (定員30人以上)</p> <p>6 介護付きホーム (定員30人以上)</p>	<p>(2) 定期借地権の設定期間が50年未満の契約に基づき授受される一時金に要する費用</p> <p>(3) 定期借地権契約の当事者が利益相反関係と見なされる場合の一時金に要する費用</p> <p>2 上記1の経費を対象として、事業者に対して交付する補助金</p>						
(4) 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業			<p>定額</p> <p>(寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>					
<p>① 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援事業</p> <p>② 既存の特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室における多床室のプライバシー保護のための改修支援事業</p> <p>③ 介護療養型医療施設等転換整備支援事業</p>	<p>① 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修を行う者又は行う予定の者</p> <p>② 特別養護老人ホームのプライバシー保護のための改修を行う者又は行う予定の者</p> <p>③ 介護療養型医</p>	<p>特別養護老人ホーム等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)。ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除</p>						

業	療施設を老人保健施設等に転換（介護療養型老人保健施設から介護医療院への転換を含む。）する整備事業を行う者又は行う予定の者	き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。 ※ なお、次に掲げるに経費については補助対象としないものとする。 (1) 土地の買収又は整地に要する費用 (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用 (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用						
④ 介護施設等における看取り環境整備推進事業	次の施設等で、看取り環境の整備を行う者又は行う予定の者 1 特別養護老人ホーム（定員30人以上） 2 介護老人保健施設（定員30人以上） 3 介護医療院（定員30人以上） 4 養護老人ホーム（定員30人以上） 5 軽費老人ホーム（定員30人以上） 6 介護付きホーム（定員30人以上）	特別養護老人ホーム等の看取り環境又は共生型サービス事業所の整備のための改修に必要な経費については同上。設備については、需用費（修繕費）、使用料及び賃借料又は備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）。 ※ なお、次に掲げるに経費については補助対象としないものとする。 (1) 土地の買収又は整地に要する費用 (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用 (3) その他施設等整備事業として適当とは認められない費用						
⑤ 共生型サービス事業所の整備推進事業	次の施設等で、共生型サービス事							

	業所の整備を行う者又は行う予定の者。 1 通所介護事業所（定員30人以上） 2 短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所（定員30人以上）							
(5) 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業			定額 （寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。）					
① 簡易陰圧装置設置経費支援	次の施設等で、簡易陰圧装置の設置を行う者又は行う予定の者。 1 特別養護老人ホーム（定員30人以上） 2 介護老人保健施設（定員30人以上） 3 介護医療院、介護療養型医療施設（定員30	簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。						

	<p>人以上)</p> <p>4 養護老人ホーム（定員30人以上）</p> <p>5 軽費老人ホーム（定員30人以上）</p> <p>6 有料老人ホーム（定員29名以下の特定施設入居者生活介護の指定を受けるものを除く）</p> <p>7 サービス付き高齢者向け住宅（定員29名以下の特定施設入居者生活介護の指定を受けるものを除く）</p> <p>8 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所（介護サービス提供基盤等整備事業費交付金で、「介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業（簡易陰圧装置設置経費支援）」の対象となる事業所を除く）</p>						
② 介護施設等にお	次の施設等で、	感染拡大防止のためのゾーニング環					

<p>る感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費 支援事業</p>	<p>介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備を行う者又は行う予定の者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別養護老人ホーム（定員30人以上） 2 介護老人保健施設（定員30人以上） 3 介護医療院、介護療養型医療施設（定員30人以上） 4 養護老人ホーム（定員30人以上） 5 軽費老人ホーム（定員30人以上） 6 有料老人ホーム（定員30人以上） 7 サービス付き高齢者向け住宅（定員30人以上） 8 短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所（介護サービス提供基盤等整備事業費交付金で、「介護施設等における新型コロナウイルス 	<p>境等の整備に必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施行のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計管理料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）ただし、別の負担（補助金等において別途補助対象となる費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>					
---	---	--	--	--	--	--	--

	<p>ルス感染拡大防止対策支援事業（感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援事業）」の対象となる事業所を除く）</p>							
<p>③ 介護施設等における多床室の個室化に要する改修経費支援事業</p>	<p>次の施設等で、介護施設等における多床室の個室化改修を行う者又は行う予定者。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別養護老人ホーム（定員30人以上） 2 介護老人保健施設（定員30人以上） 3 介護医療院（定員30人以上） 4 養護老人ホーム（定員30人以上） 5 軽費老人ホーム（定員30人以上） 6 有料老人ホーム（定員29名以下の特定施設入居者生活介護の指定を受けるものを除く） 7 短期入所生活介護事業所（介 	<p>介護施設等における多床室の個室化に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>						

	護サービス提供 基盤等整備事業 費交付金におい て介護施設等に おける多床室の 個室化に要する 改修費支援事業 対象となる事業 所を除く)							
(6) 介護職員の宿舎施設 整備事業	次の施設等で、 介護職員の宿舎施 設の整備を行う者 又は行う予定の者 1 特別養護老人 ホーム（定員30 人以上） 2 介護老人保健 施設（定員30人 以上） 3 介護医療院 （定員30人以上） 4 ケアハウス （定員30人以上） 5 介護付きホー ム（定員30人上 以上）	特別養護老人ホーム等の職員の宿舎 の整備（宿舎の整備と一体的に整備さ れるものであって、知事が必要と認め た整備を含む。）に必要な備品購入費、 工事費又は工事請負費及び工事事務費 （工事施工のため直接必要な事務に要 する費用であって、旅費、消耗品費、 通信運搬費、印刷製本費及び設計監督 料等をいい、その額は、工事費又は工 事請負費の2.6%に相当する額を限度 額とする。） ただし、別の負担（補助）金等にお いて別途補助対象とする費用を除き、 工事又は工事請負費には、これと同等 と認められる委託費及び分担金及び適 当と認められる購入費等を含む。	3分の1 （寄附金その 他の収入金があるときは、 補助金等の額 の算定に当た り、当該寄附 金その他の収 入金の控除等 を行う。）					
1 社会福祉施設産休等代 替職員任用費補助金 社会福祉施設等に勤務 する産休又は病休職員の 勤務を、臨時的に任用し た代替職員に行わせ、職 員の母体の保護又は専心 療養の保障を図りつつ、 施設における児童等の処	幼保連携型認定 こども園、保育所 （児童福祉法に規 定する家庭的保育 事業及び認可外保 育施設を除く。） へき地保育所、児 童養護施設、児童 自立支援施設、児	次に掲げる期間に係る産休等代替職 員の任用に係る費用 (1) 職員が出産することとなる場合職 員の出産予定日の8週間（多胎妊娠 の場合にあっては、14週間）前の日 から、産後8週間を経過する日ま での期間内（出産日が遅れた場合に生 じる出産予定日と出産日の間につい ては、期間に含めない。）において、	10分の10以内	保福第1の14号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 （申請者が市町村で ある場合を除く。） 保福第138号様式 別に指示する様式	保福第1の29号様式 保福第1の31号様式 保福第139号様式 別に指示する様式	提出部数 1部 提出期限 別に指示す る日 提出先 総合振興局 又は振興局	総合振興局長 又は振興局長	

<p>遇の正常な実施体制を確保することを目的として、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>童心心理治療施設、母子生活支援施設、救護施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（特定施設入所者生活介護の指定を受けている施設を除く。）又は授産施設（社会福祉法及び生活保護法に規定する授産施設）（以下、総称して「対象施設」という。）のいずれかを設置運営する市町村（札幌市、旭川市及び函館市を除く。）及び対象施設（札幌市、旭川市及び函館市の区域内に所在する施設を除く。）のいずれかを設置運営する社会福祉法人等</p>	<p>あらかじめ必要となる期間 (2) 職員が傷病のため31日以上継続する療養を必要とする場合職員が休暇を開始して30日を経過した日から、その日から起算して60日を経過する日までの期間内において、その職員が休暇を継続する期間</p>						
<p>66 多子世帯の保育料軽減支援事業費補助金 保育所等を利用する第2子以降の3歳未満児の保育料を無償化する事業に対して交付することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づく</p>	<p>市町村（指定都市を除く。）</p>	<p>多子世帯の保育料軽減支援事業の実施により基準保育料を無償化するために市町村が負担する保育料</p>	<p>2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第453号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第453号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局の保健環境部社会福祉課</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	

<p>りを推進することを目的として、予算の範囲内で交付する。</p>			<p>を行う。)</p>					
<p>67 妊産婦安心出産支援事業費補助金 分娩可能な医療機関から離れた地域に在住する妊産婦が、健康診査や出産をする際の負担を軽減し、安心して出産できる環境づくりを推進するため、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>市町村</p>	<p>左記の自治体が助成する次の経費 1 交通費 (1) 妊産婦が、医療機関において健康診査を受けた時に要した交通費。 (2) 妊産婦が、分娩可能な医療機関において出産した時に要した交通費。 2 宿泊費 (1) 離島に在住する妊産婦が、島外の医療機関において健康診査を受けた時に要した宿泊費。 (2) 離島又は最寄りの分娩可能な医療機関までの距離が50kmを超える住民登録のある自宅に在住する妊産婦が、分娩可能な医療機関において出産するために、直前の準備に要した宿泊費。</p>	<p>2分の1以内 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第259号様式 別途指示する様式</p>	<p>保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 保福第259号様式 別途指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局 又は振興局</p>	<p>総合振興局長 又は振興局長</p>	
<p>68 北海道母子寡婦福祉連合会運営事業 母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉の向上を図るため、母子福祉センターの運営に対して、予算の範囲内で補助する。</p>	<p>社会福祉法人北海道母子寡婦福祉連合会</p>	<p>北海道母子福祉センターの運営事業の実施に必要な給料（退職金を除く。）、職員手当、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金</p>	<p>定額 (寄附金その他の収入金があるときは、補助金等の額の算定に当たり、当該寄附金その他の収入金の控除等を行う。)</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の16号様式 保福第1の18号様式 保福第1の20号様式 保福第1の32号様式 別に指示する様式</p>	<p>保福第1の2号様式 保福第1の30号様式 保福第1の31号様式 別に指示する様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 保健福祉部 子ども未来推進局 子ども子育て支援課</p>		
<p>69 北海道不安を抱える妊婦への分娩前ウイルス検</p>	<p>次の1もしくは2に該当する妊婦</p>	<p>ウイルス検査費用</p>	<p>10分の10以内 (上限900</p>	<p>別に指示する様式</p>		<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示す</p>		<p>実績報告は要しない。</p>

<p>査助成事業助成金 新型コロナウイルス感染症の拡大により妊婦は不安を抱えて生活しており、妊婦に寄り添った支援の一環として、不安を抱える妊婦が分娩前のウイルス検査を受けるための費用を助成することを目的とし、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号）の規定によるほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において交付する。</p>	<p>1 次の全てに該当する者 (1) うつ状態にあるなどの不安を抱える妊婦もしくは、基礎疾患を有する者（慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患等を有する者） (2) 新型コロナウイルス感染症の感染を疑う症状がなく、かかりつけ産婦人科医等から検査説明書（別添1）に記載されている内容について説明を受けた、検査を希望し、検査を受診した者。 (3) 北海道内（保健所設置市の札幌市、旭川市、函館市、小樽市を除く）において、住民基本台帳法による住民票に記録されている者。 (4) 都道府県、指定都市、中核市、特別区、保健所</p>	<p>0円)</p>	<p>提出先 保健福祉部 子ども未来推進局子ども子育て支援課</p>	<p>る日</p>
--	---	------------	--	-----------

	設置市において、同様の事業による補助を受けていない者。 2 知事が適当と認めた者							
--	---	--	--	--	--	--	--	--